

浜松市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行について必要な事項を定める。

(耐震診断の結果の報告に係る添付書類)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (2) 建築物の耐震診断の結果の妥当性について判定を行うことができる者として市長が定める者が、建築物の耐震診断の結果の妥当性について判定した内容を記載した書類（以下「評定書」という。）の写し
- (3) 省令第28条第2項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書
- (4) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、報告に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、報告に係る建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類並びに当該道路の境界線から報告に係る建築物までの距離
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置並びに建築物の主要寸法
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(耐震改修の計画の認定申請に係る添付書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (2) 評定書の写し

(3) 省令第28条第1項の表の(い)項に掲げる図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請に係る添付書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第33条第1項に規定する申請書に同項第1号に規定する書類を添える場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定により交付を受けた検査済証（平成19年6月20日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条各号に掲げるものを除く。）に着手したものに係る検査済証に限る。）の写し又は当該検査済証の交付を受けたことを証する書類

(2) 省令第33条第1項に規定する申請書に同項第2号に規定する書類を添える場合にあっては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、各階の床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

(2) 評定書の写し

(3) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、各階の床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、各階の床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

5 省令第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する申請書には同項第1号に規定する省令第28条第1項の表の(ろ)項に掲げる図書を、省令第33条第2項第1号に規定する申請書には同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請に係る添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

(2) 評定書の写し

(3) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、各階の床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 省令第37条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書には、同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。